

人吉市農業委員会定例総会

(第2回)

令和8年2月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和8年2月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

日程第 1	議第 5 号	農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2	議第 6 号	農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3	議第 7 号	農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 4	議第 8 号	非農地証明願について
日程第 5	議第 9 号	非農地判断の一部変更について
日程第 6	議第 10 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	上野博司
職務代理人	9番	林 主一
委 員	1番	向岩敏雄
同	2番	中嶽修平
同	3番	原口政廣
同	4番	淵上澄雄
同	5番	竹下 豊
同	6番	簗田秀彦
同	7番	永田正輝

○ 出席推進委員（14名）

委 員	12番	西門泰人
同	13番	段村洋一
同	14番	山本雄二
同	15番	竹田 博
同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉 徹
同	19番	元田和弘

同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東憲孝
同	25番	東照

○ 欠席した委員

農業委員	8番	宮崎右男
推進委員	11番	牛塚敬一郎

議事録署名農業委員	2番	中嶽修平
議事録署名推進委員	14番	山本雄二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰
係	長	豊永英紀
主	任	淵田奈緒美
再任用職員		坂井正子

職務のため総会に出席した農業振興課職員の職氏名

課長補佐	村上晃勇
------	------

開会 9 : 30

- (議長) おはようございます。本日は8番委員と11番委員から欠席届が出ております。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和8年第2回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に2番委員、14番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- (事務局長) 議事日程 朗読

- (議長) 日程第1・議第5号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第1・議第5号 朗読

- （議長） 1 番について 9 番委員の調査報告をお願いします。
- （9 番委員） おはようございます。農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の調査報告をいたします。議案書と併せて位置図もご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は 2 筆合計の 1, 2 0 5 m²、3 条の有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由といたしまして、譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。この申請地は、令和 2 年豪雨災害で田の真ん中の表土が流失しておりまして、それ以来、荒れた状態になっておりました。その間地元の農業委員さんから指導もあったようでございまして、譲受人がその隣の農地も耕作されており、一体的に草払いなどの管理をされていたということでございます。今回、譲渡人から譲受人に「これ以上は管理も出来ないで、譲り渡したい」という相談がありまして、今回の申請に至ったということでございます。譲受人は主に畜産業を営んでおられ、また、地元の振興組合の役員にも積極的に協力して頑張っておられる方でございます。3 条の調査書をご覧ください。聞き取りからいたしまして、1 番、4 番、6 番は該当しないと判断をいたしましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

- （議長） ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。
2 番から 3 番について 6 番委員の調査報告をお願いします。
- （6 番委員） おはようございます。議第 5 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 2 番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、3 筆の合計 1, 5 0 7 m²で農用外が 2 筆、農用内が 1 筆となっております。こちらは有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。現在も水稲と野菜を栽培されております。申請地は数年前に譲受人が借り受け、栽培をされ

ておられまして、今回、購入に至ったということでございます。譲受人は草刈り機で作業をされておりますが、大きな農業機械、農作業については知り合いの方に委託されて栽培をされております。申請地を取得後もそのような形で栽培をされるとのことです。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。次に調査書でございますが、調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長） 調査報告の途中ではありますが、事務局から発言の申し出がっております。事務局 湊田主任お願いします。
- （事務局 湊田主任） 事務局より資料の訂正をしたいので、お願いいたします。調査書と位置図については、前日にタブレットにデータを移行いたしますが、今回、タブレットにデータを移行した後に委員さんの調査結果を受け、調査書の内容が大きく変わってしまったので、今回、配布している資料を参考に審議の方をお願いいたします。タブレットの内容と今、配布した資料は内容が違いますので、今、配布した方が正しい調査書になりますので、こちらを見て委員さんの報告を聞いて審査の方をお願いいたします。
- （6番委員） 続きまして、議第5号、農地法第3条の許可申請に対する3番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、1筆で1,631㎡、農用外で有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。野菜を栽培されるということでございます。申請地は譲渡人と譲受人が令和10年3月31日まで利用権設定をされております。しかしながら、自ら耕作をされずに知人に無償で貸されておまして、現在、野菜を栽培されております。今回、申請により購入されるわけでございますが、購入後も現在、借りている方が引き続き野菜を栽培されるということでございます。ご存じのように、要件の中には、今後、5年間自らが耕作するということが入っておりますが、聞き取りの内容の結果、実は5年間は知人の方が耕作をされるということでございました。昨日、数回、譲受人の方にご連絡をしましたが、連絡が取れておりません。聞き取りの内容が5年後、あるいは今後、自ら耕作するということを前提にお話を伺いたかったのですが、連絡も取れない状態で、聞き取りの結果、そういうことございました。しかしながら、近年、非耕作地が増えているという現状を心配されておまして、第一産業の農業が衰退されることが懸念をされております。申請地は位置図をご覧ください。そういうような状況の中で調査の結果でございますが、先ほど変更された調査書が配布されましたが、1番は該当すると判断し、4番と6番については、該当しないということでございますが、現在のところは許可出来ないと判断をいたしたところでございます。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。まず、2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

○（15番委員）譲受人の職業は不動産業で、譲受人が自ら耕作せずに他の方に貸していたということですが、貸した人との利用権設定とかをそういった形でして、これも一緒に申請すべきではないでしょうか。不動産を通してするのであれば、不動産がその後5年まで作らせてどうのこうのだけど、作っている人が作らなくなったら、その後は不動産がどうするのかという問題が出てくるのではないかと思いますし、譲受人は不動産業であるので、農地を確保するということはどうなのでしょう。

○（議長）事務局いかがでしょうか。

○（事務局係長）今のご質問は譲受人が権利移動した後に今、耕作されている方に貸せばということでしょうか。

○（15番委員）今、貸しているのです、結局、貸借設定は不動産屋ではなく、今、作っている人との貸し借りであれば、よっぽど問題ないけれども、不動産が中に入っているのであれば、結局、今、借りている人が5年以内にこの土地を耕作しないとなった時に問題が出てくると思います。

○（事務局係長）言われるように今の譲渡人と今、耕作をされている方と利用権設定を結んだり、今、耕作されている方が今までと同じように耕作をしたいからということで、3条申請をされる場合には問題はないかと思いますが、今、問題となっているのは、今の譲受人が耕作を目的とせず、権利を取得して、そのまま自分では耕作せずに貸してしまうということが、調査書の1番の全部効率利用要件を満たさないということで、この調査書は皆さんにお配りしております。15番委員が言われるように今の耕作者との利

用権設定を結ぶなどの形であれば、全く問題ないということになります。

○（議長）この方については、以前からも取得の案件がずっと出ていましたが、実際にはこの方の仕事内容が不動産業でありますので、結果的には取得目的だけみたいな感じで、なかなか私もこれには少し問題があると職務代理者とも話をしておりました。このような問題がある案件については、今後、よく考えていかなければなりません。今現在が結果的には取得はするけれども、耕作はしない。契約書は出すけれども、それには載っていない、そういう感じです。

○（15番委員）反対に認めれば。

○（議長）この方個人だけではなく、このような業種の方の取得については、慎重に審議をしなければならぬと考えております。この調査書の1番に書いてあるとおりです。誓約書は、確かに5年間のものは約束してあります。ただ、今でも自分が耕作者ではない、貸してあります。今後もそのような予定ということでもあります。ほかに質疑はありませんか。

○（6番委員）先ほど調査報告を行いました。権利を今回、取得されてから5年間、要件の中に入っていますように、自らあるいは家族でもいいのですが、耕作するということが入っております。しかしながら、調査をしたときに現地の方でたまたまお会いしました。その内容については、今回、権利を取得された後も今、口頭契約で貸しておられる方に引き続き栽培をしていただくということでございましたので、要件の中には入らないという判断をいたしました。

○（議長）そういう状況でございますので、非常に難しい案件ではございます。皆さんにお諮りをしたいと思います。この案件についてご異議のない方、賛成という方の挙手を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

「 異議なし 」 の声

○（議長）それでは、改めてお諮りいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手はありませんでしたので、3番は否決いたしました。4番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第5号、農地法第3条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で面積は1筆の1,009㎡です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の開始ということです。譲渡人と譲受人は親戚関係になりまして、譲受人は譲渡人の甥になります。現況は栗と野菜を植えてありますが、譲受人も手伝いをされていたということです。昨年、譲渡人のご主人が亡くなられて、管理が出来ないということで今回の無償移転となったということです。機械としましては、耕うん機と草刈り機、チェーンソー等を保有されております。調査書をご覧ください。1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断としまして、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○（議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

5番は私の調査案件となりますので、職務代理者と議長を交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願ひします。

5番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）おはようございます。議第5号、農地法第3条の許可申請に対する5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田が1筆で254㎡、畑が1筆で231㎡、合計の2筆の485㎡でございます。農振区分は農用外、有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始であります。申請地はお手元のタブレットをご確認ください。今月19日の午前9時すぎにこの譲受人へ電話

連絡をしまして、現地確認と聞き取りをお願いしたいということでお願いをしましたが、丁度当日は、譲受人の方が仕事でよその県に出ておられまして、奥さんのお父さんが居られるということで、その方をお願いをしたいという申し出がありました。連絡をお父さんにとっていただきまして、そのお父さんと会いまして、聞き取りと現地確認を行った次第であります。令和3年の3月に譲受人が住宅として使用する申請地の隣の土地と建物を取得されておられまして、今回、新たにこの農地2筆、これを取得するために申請をされたものであります。ただ、聞き取り調査を行う中で「農業機械等はどうされますか」と聞いたところ「実は何もありません」ということであります。ただ、譲受人の奥さんが多良木の方から来られているということで、その実家からの機械の借り入れと知人が近くに居られ、その方からも機械を借りながら、あまり広くない農地でございましたので、野菜等を作りたいとそういうことで報告されたところでもあります。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）日程第2・議第6号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第6号 朗読

- （議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

- （1番委員）おはようございます。議第6号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は

畑、面積は1筆で228㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外になっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレット端末の12ページをご覧ください。譲受人は中古住宅を探しておられましたが、申請地の日当たりが良く、気に入られ今回の申請になりました。生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに北側の市道側溝へ放流するという事です。近傍農地への影響はないと考えられるが、隣接農地は譲渡人の農地であるので、被害が出た場合には双方で協議をして解決するという事です。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について2番委員の調査報告をお願いします。
- （2番委員）議第6号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆の合計419㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は駐車場です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。ここで、数点、補足があります。転用目的が駐車場となっておりますが、こちらは隣接する宅地に現在、華道、生け花の教室を建築されておられまして、今回、申請地に関しましては、お弟子さんが30名ほどいらっしゃるということで、そのお弟子さん方が使われる駐車場としての利用目的となっております。既転用となっておりますが、南側の申請地は10年ほど前から耕作はされておらず、保全管理がしてあるという状態でしたが、その南側の土地に4、5台ほど車を停めていたということで、今回、始末書が出てきております。続きまして、立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判

断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番は私の調査案件となりますので、職務代理者と議長を交代いたします。

（ 職務代理者と議長を交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。
3番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）議第6号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑1筆で104㎡、
田が2筆で565㎡、合計の669㎡です。農振区分は農用外であります。所有権移
転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は車庫兼倉庫の建設
と記載してありますが、実は既に建っておりまして違反転用になっております。農地
の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。先ほども言いましたが、
既に建物が建っておりまして、始末書が添付されておりますので、始末書を読み上げ
させていただきたいと思えます。まずは譲渡人からの始末書です。「申請地内にある
建物は宅地と農地上に建築されています。この建物は私の養父が昭和51年に建築
し、平成15年に私が相続したのですが、私はこの家に住んだこともなく、妻も建
築当時の状況を知りません。現状が無断転用で農地法違反の状態にあるという認識も
ありませんでした。所有者として、この件について深く反省いたします。今後は農地
行政に支障をきたすことのないよう、農地法に対する理解を深めるとともに、農地法
及び関係法令を遵守することをお約束いたします」ということで、譲渡人から始末書
が出ております。続きまして、譲受人です。「私は、令和3年3月に譲渡人より、土
地建物及び申請地を買い受けましたが、農地については農地法による許可を条件とし

た仮登記権利者です。私は農地法に対する知識もなく、また仮登記にもかかわらず、その所有者は自分であると誤認し、令和6年4月には農地に車庫兼倉庫を建築してしまいました。現状は無断転用にあたり農地法違反の状態であるとの指摘を受け、これを解消すべく本申請に及んだ次第です。農地法違反について深く反省するとともに、今後はこのようなことがないように十分注意し、農地法その他関係法令を遵守することを誓います」という始末書が出されております。今、読み上げましたとおり、毎年、行っております農地パトロールの際にこれが無断転用であり、農地法違反であると指摘をしてきた所であります。今回、ようやく転用申請に至りました。申請地はタブレットの位置図のとおりです。事業計画書も提出されておりますが、先ほど読み上げた始末書の中に書かれていた内容になります。若干、土地の選定理由と目的及び必要性について説明をさせていただきます。土地の選定理由といたしまして、人吉市内で購入目的で住宅を探していたところ、令和3年3月に土地建物を取得しました。事業の目的及び必要性については、建物及び車庫兼倉庫は申請地上に建っており、農地法違反の状態であることから、これを解消するため本申請に及んだと書かれておりました。給排水計画や被害防除計画もありますが、これは既転用でありますので、完成後の被害防除方策を読み上げさせていただきます。申請地を転用することにより、周辺の農地等に被害が生じないように十分注意する。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任を持って対応するというものであります。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、それに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。立地基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

○（議長）日程第3・議第7号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第7号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が15番、16番は私となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和8年2月19日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が106,784㎡、「畑」が21,241㎡、合計の128,025㎡になります。一番下の所有権移転は、今回はございませんでした。本年累計は右側のとおりでございます。

次に2ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が29件、そのうち13件が利用権設定からの移行分になります。更新が10件、計の39件ございました。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時16分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

15番、16番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の15番、16番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第4・議第8号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第8号 朗読

○（議長）1番について25番委員の調査報告をお願いします。

○（25番委員）おはようございます。議第8号、非農地証明願の1番について調査報告をいたします。総会議案書の5ページをご覧ください。願出人、土地の所在、地目等はそれぞれ記載のとおりです。令和8年2月3日の午後1時30分から上野委員と事務局、私の3名で現地調査をいたしました。この農地は国道225号線をえびの方面へと向かい、橋を渡り終えて右に1kmほど進んだ高速道路の橋げたの近くにありません。この農地は農用地内ではありますが、長年、耕作されていませんでした。そのため、農地パトロールでも自己保全という結果が出ております。農地の一面にはカヤが群生して集団化しております。今は枯れており、燃やす話もあったようですが、高速道路が上にあり、高速道路にも煙がいきますので、注意していただくようにお話をしました。しかしながら、農地には雑木や竹林は見当たらず、日当たりは良好であり、道幅も広く、大型機械のシュレッダーを使い、作業をすれば農地として復元は可能だと判断をいたしました。今後の活用例として牛の放牧地には最適ではないかと思いました。協議をいたしました結果、農地の復元は可能であり、非農地証明書の交付について

は不相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
1番について異議なしの方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）よって原案可決いたしました。
日程第5・議第9号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第5・議第9号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）議案書の6ページをお開きください。非農地判断の一部変更について、所在、登記地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。これは昨年12月25日に非農地通知書を発送してよろしいかを皆様にお諮りしたところでございますが、2月末日までは所有者からの疑義を申し受けるということでしておりましたので、その方から疑義がございました。現況が雑種地扱いということで、本人さんも重々承知で居られまして、この状態で法務局に提出しますと、昨年、法務局で承認されなかった事実がございましたので、こちら現況が雑種地扱いのために非農地判断一覧から外すというようにしております。そのような状況ですので、4条申請、もしくは5条申請をして地目の変更の是正指導を行っております。以上でございます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

- （6番委員）非農地の証明があつて、現況を調査したら、雑種地になっていて非農地には出来ない。本人からの申し出によって非農地になったところでしょうか。

- （事務局 坂井）今、お話しましたように農地パトロールをした結果を12月25日に一覧表としてお配りした182筆のうちの1筆でございます。ここは藍田地区で判断されたところです。非農地通知書を12月26日付で発送をしております。その中の

文章に2月末日までに疑義があった場合にはお申し出くださいと一文入れております。本人さんからこの文書が来て心配をされ、相談された後に事務局へ来られました。そして、面積も少ないし、実際、雑種地のような状態なので、どうしようかという相談があった時にやはり昨年度の事情もあるので、非農地の判断の一覧から外して、法務局へは届けたほうが良いと判断しましたので、一部変更という形を取らせていただいております。

- （6番委員）結果的には農地から外れたということでしょうか。
- （事務局 坂井）農地に戻ります。
- （6番委員）分かりました。
- （議長）分かりづらいかもかもしれませんが、結果的には非農地判断として決定したものを取り消して、農地に戻るということです。面積も非常に少ない農地にはなりません。
- （事務局係長）分かりづらかったかと思しますので、再度、説明をいたします。皆様ご存じのとおり法務局に提出した後の非農地については、地目が原野か山林に変わります。住宅に付属している狭小の土地があって、農地としても使えないので狭小として非農地判断をするという場合もありますが、あくまで非農地として判断するのは原野か山林、どちらかの地目になりますので、でこういった住宅に付属して、住宅の一部となっている土地は非農地ではなく、現況の地目である雑種地として転用申請を出していただくのが、あたり前のやり方です。今後も農地パトロールの際にそういった事例があれば原野、山林にならないような土地は非農地ではなく、例え狭小で農地として使えない状態であったとしても現況が雑種地や宅地の状態であれば、違反転用と判断をしていただき、転用申請を出していただいて地目を変えていただくということになります。この案件はまさにそのような状況になり、非農地から外させていただいて、転用申請を出していただく土地になります。
- （9番委員）担当地区内にある田が河川工事にかかって、田として復元工事をせずに石などが入ったままにした農地があり、国土交通省がそのままにしています。そのような場合はどうなるのでしょうか。
- （事務局係長）それは公共工事に一部使ったとしても現況に戻さなければ、違反になります。

- （9番委員）行政の仕事だったのに、戻してくれませんでした。
- （事務局係長）よくある話だと思います。行政も土地を使うときに所有者に承諾を得て使いますが、その中で「もううちはその農地を使わないからそのままの状態が良い」という話が、所有者と工事関係者の中で出来ていればそうなる可能性もあります。市の建設部にもそういった話があり、どうすればいいのか相談を受けることがあります。その際には所有者が土砂を埋め立てたままにしてもいいからと言われても絶対に農地として復旧してから工事を終わらせていただくよう伝えています。そうしないと、後になってその時の業者に何故このようなことをしたのか話を聞かなければなりません、所有者からそのままにしておいていいと言われたので、そのままの状態です工事を終わらせたということがあって、それは当事者間でそのようなお話が出来ていたとしても農地法違反になります。市の建設部からそのような相談があった場合には、絶対に当事者間で話し合うのではなく、一度、現況に戻してその後に転用申請を出していただくよう話をしています。
- （3番委員）今の話ですが、どうも納得がいきません。農地としては認めない、宅地としても認めない、雑種地としてならばという話ですが、そこも例えば宅地の横にあった場合には、合併して宅地にもならない、雑種地として扱うということになるのでしょうか。
- （事務局係長）いいえ。先ほどお話ししたのは、原野と山林として非農地で見れないような今回のような所は、例えば原野でもない、山林でもない、土地の一部に付いていて、クラッシャーなどを入れてきれいに整地してある場合、現況は違反転用になりますので、現在の見た形の地目にあるべき姿にするために転用申請を出していただくことになり、非農地扱いには出来ません。
- （3番委員）分かりました。
- （議長）私から一つよろしいでしょうか。係長にお尋ねします。今、林職務代理者の話と似たような問題がある農地が集落内にもあり、水害で河川の堤防と農地が被災しました。農地は3枚あり、2枚は農地に戻りましたが、一番下だけが農地の恰好は残したまま、土が入っていない状態です。土を早く入れていただくようお願いをしましたが、もう入れることは出来ないということで、今現在、そのままの状態になっており、何も耕作出来ません。そのようなことはどちらにあたるのでしょうか。農地のままになるのでしょうか。

- （9番委員）復旧工事の申請をしていなかったということはないでしょうか。
- （議長）してあったと思います。堤防横の田んぼがしてありません。話し合いはしてあったらと思うのですが、本人さんに聞き取りをすると、土を入れて欲しいと頼んでも入れてくれないと言われます。
- （事務局係長）それは問題があるかと思います。
- （議長）一度、現地を見ていただければと思います。私の勘違いかもしれませんが、実際にそういう形になっている所があります。よろしくお願いします。
ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
非農地判断の取り消しについてご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第10号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第6・議第10号 朗読
- （議長）それでは、農業振興課の説明をお願いします。
- （農業振興課 村上課長補佐）改めまして、皆さんこんにちは。農業振興課の村上と申します。今回、貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。それでは、早速ではございますが、私から日程第6・議第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更につきましてご説明をさせていただきます。お手元にA4横の新旧対照表はございますでしょうか。こちらを使って進めさせていただきます。今回の人吉市で定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につきましては、上位の方針であります熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が令和7年12月に変更されたことに伴いまして、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想も合わせて今回、変更するものでございます。また、農業経営基盤強化促進法施行規則の第2条になりますが、市町村が農業経

営基盤強化促進法第6条第2項の規定により、基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、今回、農業委員会定例総会の議案として上程をさせていただいたところでございます。前置きが少し長くなりましたが、本題であります農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更内容につきまして、お手元に配布しております新旧対照表にて主な箇所を中心にご説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の1番目、現状と課題につきましては、主に後半の部分になりますが、本市の農畜産業を維持・発展に向けた取り組み及び収益性の高い農畜産業の確立につきまして記載のとおり変更しているものでございます。同じく1ページから次の2ページにかけてとなりますが、2番目の基本的方向につきましては、農畜産業が持つ可能性を十分に発揮していること、稼げる農畜産業の実現とともに観光や商工との連携につきまして、記載のとおり変更をしているところでございます。ページが飛びますが4ページをお開きください。2番目の基本的方向の（1）施策の方向のエ、持続的で活力があふれる稼げる農畜産業の実現及びその下にございますオ、中山間地域等の農村活性化、こちらの2項目につきましては、令和7年12月に変更されました熊本県の基本方針に沿った上で記載のとおり変更をさせていただいているものでございます。5ページをお開きください。第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類系ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標、こちらにつきましては、もともとは2ページにありました（1）効率的安定的な農業経営の目標、こちらの部分を今回、2ページあったものを削除しまして、5ページに新たに記載をさせていただいているところでございます。5ページの下段から10ページまでになりますが、こちらにつきましては、モデル経営類型の①個別経営体の家族経営につきましては、熊本県が示しておりますモデル経営類型を参考にしまして、数値や本文の一部を記載のとおり変更させていただいているところでございます。ページは少し飛びますが、16ページをお開きください。第2の2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、こちらにつきましては、もともとは4ページから5ページにかけまして、記載しておりましたが、そちらの部分を削除しまして、今回、16ページに記載させていただいたところでございます。ページは飛びますが、22ページをお開きください。第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項のところ農業経営基盤強化促進事業の取り組みの一つとしまして、利用権設定等促進事業、こちらの事業を掲げておりましたが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、令和7年3月末で所有者と耕作者によります相対による利用権設定が廃止されまして、令和7年4月から農地バンクに貸し借り

が一本化されております。このことを受けまして、利用権設定等促進事業につきまして、23ページから27ページにかけましてこれまで記載しておりましたが、利用権設定等促進事業が廃止されましたので、内容を全て削除させていただいております。ページは飛びますが、31ページをお開きください。こちらにつきましても先ほどご説明をさせていただきましたが、令和7年3月末で所有者と耕作者によります相対による利用権設定が廃止されましたので、31ページから33ページにかけまして、記載しておりました利用権設定等促進事業の内容を全て削除させていただいております。人吉市におけます農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更につきましては、冒頭でご説明をさせていただきましたとおり、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くこととなっております。農業協同組合につきましては、昨日、2月24日付で意見聴取の依頼を行っておりまして、令和8年3月6日までに意見聴取を行う予定としております。今後のスケジュールにつきましては、農業委員会からの意見及び球磨地域農業協同組合からの意見を反映させました変更案を作成いたしましたして、3月中旬に県知事協議、3月下旬には県知事の同意を得た後に人吉市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うこととしております。本日、ご説明しました内容につきましては、熊本県担い手支援課及び球磨地域振興局農業普及振興課の確認は既にいただいております。変更の公告が済みましたら令和8年3月末までに人吉市におけます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を熊本県担い手支援課に送付させていただきますほか人吉市のホームページにも併せて掲載する予定としております。長くなりましたが、以上で農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更につきまして、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります資料に目を通す時間を5分間ほどとります。10時50分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
なかなかぱっと見ただけでは意味が分からないかもしれませんが、私から一つよろし

いでしょうか。

- （農業振興課 村上課長補佐）はい。
- （議長）5ページからあるモデル経営類型についてです。水稲から始まり主食用米、飼料用米等、麦というのは前から変わらないと思いますが、その次にあります葉たばこと水稲、これについてWCSのことだと思いますが、飼料用稲が入って全てにおいて面積が増えてきていますが、これはたばこ農家が人吉の中でもそこまで大きくはありませんが、増えているということでしょうか。
- （農業振興課 村上課長補佐）こちらにつきましては、県の指標を見せていただいて数値が変わっておりましたので、それに合わせて水稲、葉たばこ、飼料用稲の面積を少し増やさせていただきました。
- （議長）人吉の主な農業というのは基本的には水稲一本というものがあるので、水稲の中に今、WCSを作っている方が多数いらっしゃると思いますが、経営類型の水稲の中にはWCSが入っていませんでした。これは一つのモデルだと思いますが。
- （農業振興課 村上課長補佐）あくまでもモデルということでご理解をいただければと思っております。
- （議長）何か人吉の実情に基づいていないと思ったものですから。
- （農業振興課 村上課長補佐）おっしゃられたように実情に合わないものもありますが、県のモデルをベースに作っております。
- （議長）それから今の畜産については、親元就農も含めて今、実際に自分の集落でも親元就農をされていますが、今、畜産関係で見れば繁殖農家、個人の農家の言えば我が家のお父さんお母さん、言えばおじいさんが牛を1頭、2頭の少数で飼育をされている農家がおられました。だんだんと辞められて、自分の集落でも少数の頭数で飼育されているところは皆無です。今は10頭以上飼われているところはどうか残っておられる状況です。畜産関係について人吉はどう思っておられるのでしょうか。実際、肥育農家についても非常に厳しいです。酪農家もそうですが、畜産関係は厳しくなっております。
- （農業振興課 村上課長補佐）酪農家関係は比較的若い方もいらっしゃいますが、繁

殖、肥育におきましては、なかなか年齢的にも高齢化してきて畜産を辞められる方も徐々に増えてきているのは、おっしゃられるようにそのような現状がありまして、そういった中におきましても若い方から相談も実際にあっているところでして、例えば、畜産業を辞められる方の後を継がれたりとか、そういったところの相談が少し出てきております。そういった部分については、今、市のほうでも対応させていただいておりますけれども、そういった事例というのはごくごく一部ですので、今後また廃業をされる方が出てくると畜産に関しましては、初期投資もかなり大きくなってきますので、そういった相談も増えてくるのではないかと考えております。

- （議長）今、言われたように第三者継承という形だと思いますが、若い方からの相談が増えてくれれば我が家の経営の心配は要らないと思いますが、実際にこれが高齢になったらなかなか後継者が居ないということであれば、継続しないというのが農業でもありますので、非常に心配をしております。私たちの力だけではどうにも出来ないかもしれませんが。

皆さんの方からほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和8年第2回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時55分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員